

国民年金

**20歳になったら必ず
国民年金に加入しましょう**

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。学生も、20歳になれば国民年金に加入することになります。20歳の誕生日を迎えたら、すみやかに加入手続きをしてください。

ただし、すでに就職して厚生年金や共済組合に加入している方は、第2号被保険者として国民年金にも加入していますので、手続きは不要です。

また、収入が一定額以下の場合には、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。学生については学生期間中の保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』、学生以外の方については保険料の納付が免除される『免除制度』や納付が猶予される『納付猶予制度』があります。この免除(猶予)を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受けることができます(一部免除の場合には、残りの保険料を納めないといふ未納と同じ扱いになり、障害基礎年金が受けられない場合があります。)なお、免除(猶予)を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されませんが、老齢基礎年金には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、

10年以内に保険料を納めること(追納)が必要です。

学生納付特例制度などを申請される方は、市役所・町村役場の国民年金担当係で手続きをしてください。

**コンビニやインターネット、
クレジットカードでも国民年金
保険料を納めることができます**

国民年金保険料はコンビニエンスストアでも納めることができます(一部のコンビニエンスストアを除く)。営業時間内であれば土・日や夜間でも保険料を納めることができますので、平日の昼間は仕事などで忙しい方はぜひご利用ください。

また、PayEasy(ペイジー)マークの付いている納付書をお使いいただくことにより、金融機関のATMやインターネットなどを利用して国民年金保険料を納めることができます。

さらに、クレジットカードによる納付も可能です。クレジットカード支払いは事前に申し込み用紙をご提出いただき、以後将来の保険料を定期的にクレジットカード会社から立替払いし、クレジットカード会社からカード会員の方に請求する方法です。

くわしくは、年金事務所へご相談ください。

● **国民年金保険料に関する問い合わせ先**

・ 渋川年金事務所 国民年金課
☎0279・22・1607

税務署からのお知らせ

◇個人事業者で消費税の免税事業者の方向け及び基本的なインボイス制度についての説明会を次のとおり開催します。

● **会 場** 中之条税務署 1階会議室

● **日 時**

令和4年8月24日(水)

午前10時から12時まで(2時間)

令和4年8月24日(水)

午後2時から4時まで(2時間)

● **定 員**

各回20名(事前登録制/先着順)

8月22日(月)17時までにお電話で予約願います。

● **その他**

新型コロナウイルス感染症の感染状況等により説明会の開催を延期又は中止する場合があります。

来場に当たっては、公共交通機関をご利用ください。

● **お問い合わせ先** ☎0279-75-3355

中之条税務署 個人課税部門(内線19)

全国一斉「子どもの人権110番」 強化週間について

法務省及び全国人権擁護委員連合会では、8月26日(金)から9月1日(木)までの1週間を「子どもの人権110番強化週間」として、いじめ、体罰、虐待など、子どもの人権に関する相談・悩みごとについての電話相談の取扱時間を延長します。

「子どもの人権110番」専用電話番号は

全国共通 **0120-007-110** (通話料無料)

※ IP電話からは接続できません。

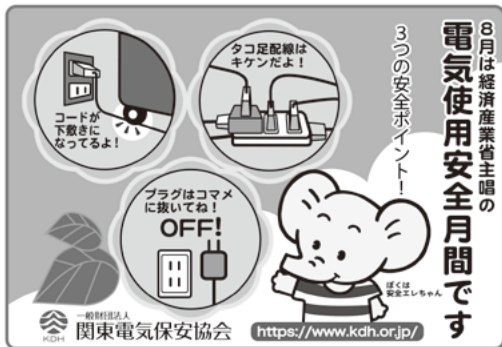
受付時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から午後7時まで

土曜日と日曜日は午前10時から午後5時まで

対応は人権擁護委員と法務局職員が当たり、秘密は固く守ります。

前橋地方法務局人権擁護課

☎027-221-4466(代表) 担当 久保・奥津



★クレジットカードの保持・保管について、消費者には、名義人本人以外に使われないようにする管理責任があります。

★両親・祖父母のスマートフォンや、オンラインに繋がるゲーム機器、それぞれにペアレンタルコントロール（保護者が未成年者の年齢・実情に合わせて、許容出来る使用の範囲を制限する機能）の設定を確認してください。

猛暑が予想される夏休み期間、家の中の時間が多くなる事が予想されます。子どものオンラインゲームの課金や過度な使用時間にはご注意ください。

令和4年度群馬県計量啓発標語の募集について

群馬県計量検定所では、広く県民の方々に正確な計量への意識を高めていただくため、計量啓発標語を募集しています。

●テーマ

- ・正しい計量の大切さを呼びかける作品
- ・適正な計量器が使用・流通されることを促す作品

●応募規定

- ・自作で未発表の作品
- ・1人1回(2作品)まで応募可

●入選及び商品

入選2作品(図書カード2千円分を贈呈)

●選考及び発表

令和4年9月予定

●応募資格

県内に在住する人

●応募期間

令和4年7月1日(金)～8月31日(水)必着

●応募方法

- ・郵送またはFAX、メール
- 応募作品、住所、氏名、職業(学年)、電話番号を記入してください

●その他

- ・入選作品は計量標語ポスターに使用されるほか、普及啓発資料等に活用されます

●応募先・お問い合わせ

群馬県計量検定所

〒379-2152 前橋市下大島町81-13

☎027-263-2436 FAX: 027-263-3142

※詳細については、計量検定所ホームページをご覧ください。(http://www.pref.gunma.jp/07/z5000001.html)

庭木剪定講習について

<渋川会場>

●場所 渋川市子持福祉会館(渋川市吹屋652-20)

●日程 令和4年8月18日(木)、19日(金)の2日間

●申し込み期限 令和4年8月3日(水)

<沼田会場>

●場所 沼田市総合運動公園(沼田市碓田町626)

●日程 令和4年9月8日(木)、9日(金)の2日間

●申し込み期限 令和4年8月24日(水)

<吉岡会場>

●場所 吉岡町文化センター

(北群馬郡吉岡町大字下野田472)

●日程 令和4年10月3日(月)、4日(火)の2日間

●申し込み期限 令和4年9月15日(木)

<渋川・沼田・吉岡共通>

●対象 ・60歳以上でシルバー人材センター入会希望者

・職種転換や就業を希望するシルバー人材センター会員

●定員 20名 ●受講料 無料

●申し込み先 群馬県長寿社会づくり財団
シルバー連合事業グループ 育成事業係 ☎027-255-6400

●その他 ①本講習は厚生労働省群馬労働局の委託事業として実施されるものです。
②新型コロナウイルスの感染拡大状況により開催日の変更、または中止となる場合があります。

宝くじ
公式サイト

いつでも買える。秒で結果でる。

Quick One
クイックワン

NEW
宝くじ



購入できるのは
宝くじ公式サイトだけ!
今すぐ会員登録



お問い合わせ先

宝くじコールセンター

TEL 0570-01-1192(ナビダイヤル 有料)

TEL 011-330-0777(有料)

県営住宅10月定期募集のご案内

●入居可能日

当選後、入居資格審査の結果、承認され次第個別に案内します。

●所在地・間取り・募集戸数・家賃

募集案内をご覧ください。

●入居資格

現在住宅に困っている方、世帯の収入が一定の金額以下であることなど
※連帯保証人は不要です。
※単身での申し込みが可能です。

※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ(<https://www.gunma-ikk.or.jp/>)をご覧ください。

●申し込み期間

令和4年10月1日(土)～15日(土)

●申し込み方法

所定の申込用紙を県住宅供給公社へ郵送

●申し込み用紙・募集案内配布場所

県住宅供給公社(前橋市紅雲町)、県民センター(群馬県庁2階)、県土木事務所、県保健福祉事務所、市役所・町村役場など

●その他

入居者は公開抽選で選定します。
※随時申し込みを受け付けている団地もあります。詳しくはお問い合わせください。

●お問い合わせ先

県住宅供給公社 ☎027・2223・5811
FAX 027・223・9808
(住宅政策課)

～アイヌの方々からの 様々なご相談を お受けします～

相談専用電話

フリーダイヤル 0120-771-208

- 受付 月曜日～金曜日
(※祝日、12/29～1/3を除く)
- 時間 午前9時～午後5時

●相談無料 ●匿名可 ●秘密厳守

公益財団法人 人権教育啓発推進センター
〒105-0012
東京都港区芝大門2-10-12
KDX芝大門ビル 4階

◆本相談事業は、(公財)人権教育啓発推進センターが、厚生労働省生活相談充実事業により実施するものです

「人材開発支援助成金」及び 「特定求職者雇用開発助成金」に 新たに創設されたコースのご案内

【人材開発支援助成金(人への投資促進コース)】

デジタル人材・高度人材を育成する訓練、労働者が自発的に行う訓練、定額制訓練(サブスクリプション型)等を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成するコースです

【特定求職者雇用開発助成金(成長分野人材確保・育成コース)】

高齢者や障害者等の就職困難者を、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れ、デジタル・グリーン分野やこれに関連する分野の業務に従事させ、人材育成や職場定着に取り組む場合に、特定求職者雇用開発助成金の他のコースより高額な助成金を支給するコースです

《お問い合わせ先》 群馬労働局職業対策課
☎027-210-5008

令和4年 調停手続相談会

家庭内の問題(夫婦間の悩みごと・離婚・相続・親子・成年後見・男女間のもめごとなど)や、交通事故・土地建物関係・金銭貸借などで、お困りの方、気軽におたずねください。

調停委員が調停手続のご相談を受けます。

※相談は一切無料、相談された内容については、固く秘密が守られます(予約は必要ありません。)

- 日時 9月2日(金)
午前10時～午後3時
- 会場 中之条町役場 会議室
吾妻郡中之条町大字中之条町1091
☎0279-75-2111

- 主催 中之条調停協会
- 後援 前橋地方・家庭裁判所

《お問い合わせ先》 中之条簡易裁判所 ☎0279-75-2138

調停の現在

裁判所まで
行くのが大変…

話合いで問題の解決を図る裁判所の調停。100年前に制度ができてから、国民や社会のニーズに応じて進化してきました。最近の取組を紹介します。

ローンの支払い
見直せないかな？

家事調停



家事事件において、**ウェブ会議**を利用した調停手続の実施が始まりました。自宅から調停に参加できるようになります。

民事調停

自然災害や新型コロナウイルス感染症等でローンの支払いに困ったときにも、**特定調停**で返済の見直し等を図ることができます。

特許権、商標権、著作権といった知的財産権に関する紛争について、迅速で柔軟な解決を非公開の手続で図る調停手続（**知財調停**）を利用することができます。



調停制度発足100周年

民事調停はお金の貸し借りなどの民事のトラブルを、家事調停は離婚や相続などの家庭のトラブルを扱っています。



詳しくは裁判所ウェブサイト(<https://www.courts.go.jp/>)をご覧ください。

裁判所 民事調停

裁判所 家事調停

